

当別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

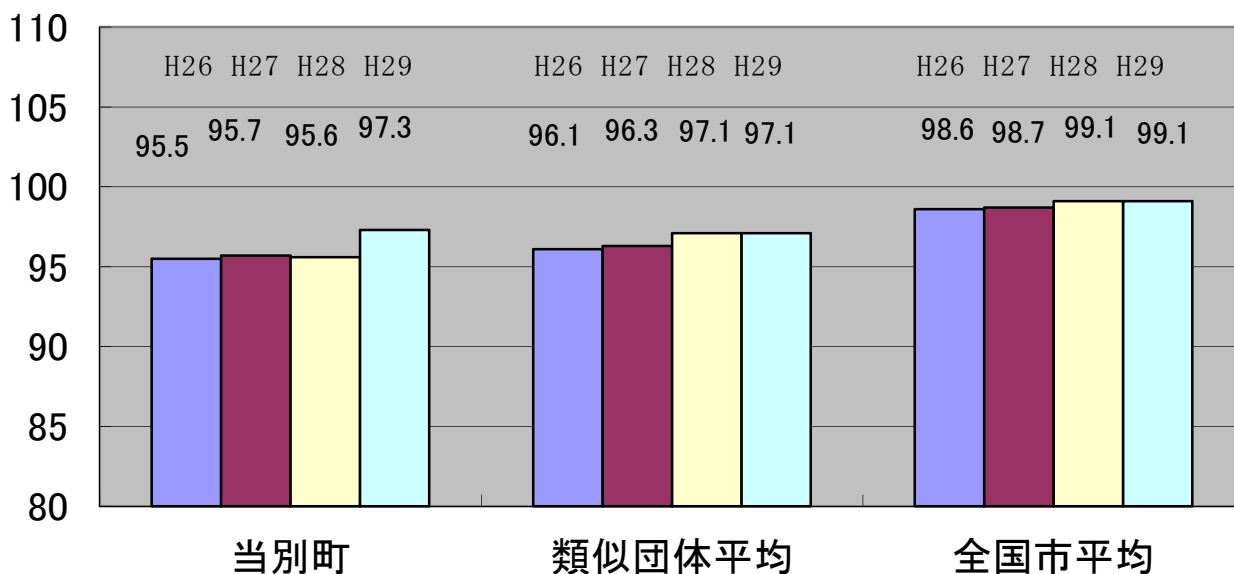
区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 27度の人件費率
28年度	人 16,931	千円 10,075,952	千円 252,412	千円 1,575,607	% 15.64	% 14.98

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 164	千円 612,239	千円 145,431	千円 240,166	千円 997,858	千円 6,085	千円 5,781

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【 実施 未実施 】

(給料表の改定時期) 平成28年4月1日

(内容) 給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。1級及び2級の初任給に係る号俸については、人材確保への影響等を考慮し改定せず、高位号俸は、最大約4%引き下げ。激変緩和のため2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)

国の支給地域に勤務する職員に対し、国と同様の地域手当を支給

(実施時期)

平成28年4月1日

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%
当別町の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成28年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
当別町	41.9 歳	310,800 円	369,893 円	350,105 円
北海道	44.8 歳	333,069 円	400,645 円	376,425 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.8 歳	311,143 円	364,320 円	342,222 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区 分		当 別 町	北 海 道	国
一般行政職	大 学 卒	178,200 円	178,200 円	178,200 円
	高 校 卒	146,100 円	146,100 円	146,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（29年4月1日現在）

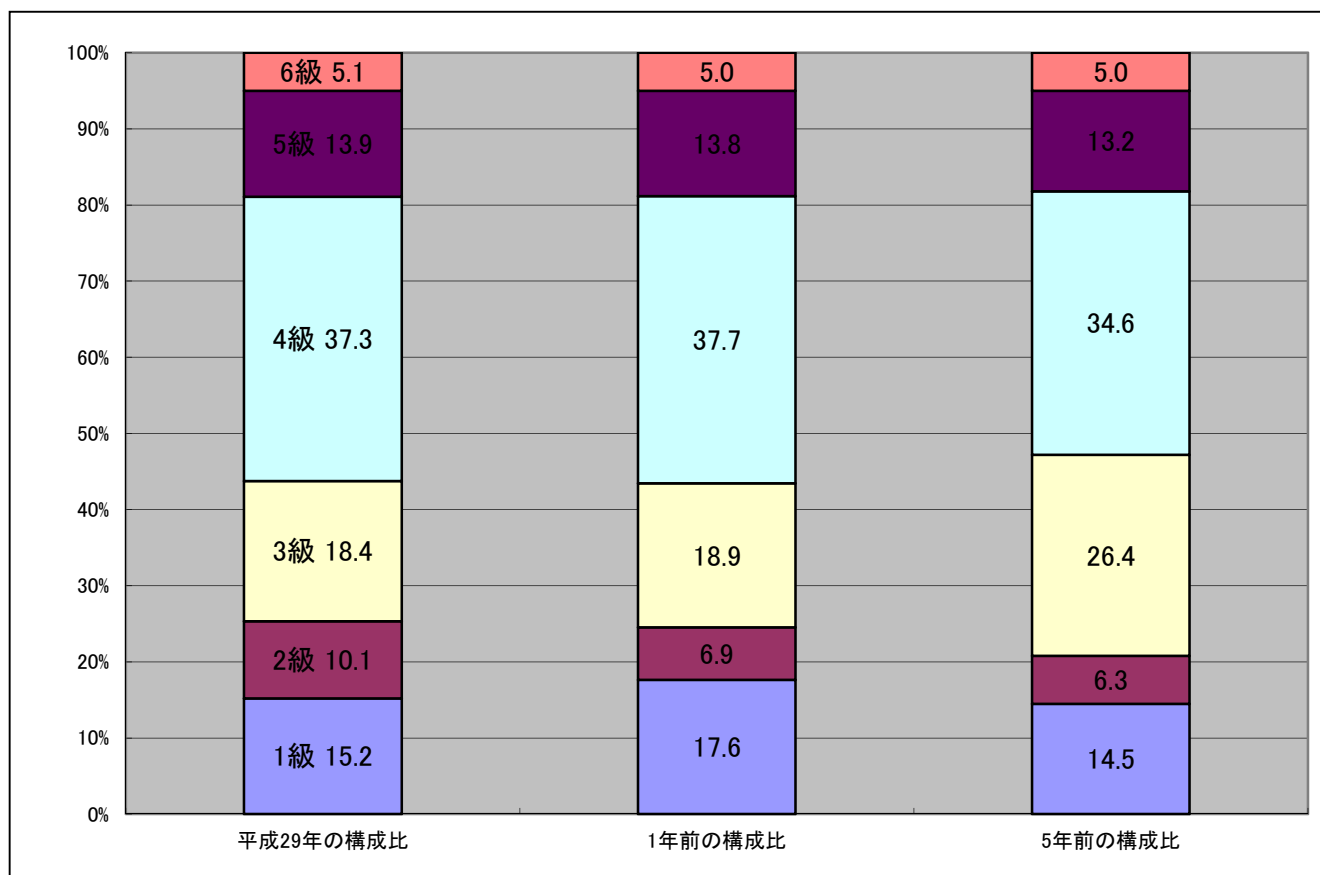
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	239,200円	354,543円	389,800円	397,433円
	高 校 卒	210,050円	307,467円	350,100円	391,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	24人	15.2%	128,600円	247,100円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	16人	10.1%	192,700円	303,800円
3級	主任の職務	29人	18.4%	228,900円	354,700円
4級	1 主幹の職務 2 係長又は主査の職務	59人	37.3%	262,000円	380,600円
5級	1 課長の職務 2 会計管理者の職務	22人	13.9%	288,000円	392,600円
6級	部長の職務	8人	5.1%	318,500円	409,800円

- (注) 1 当別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（当別町）

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日まで における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を実施していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

当 別 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,406千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,686千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成 29 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当(29年4月1日現在)

当 別 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～30%加算) 1人当たり平均支給額 0千円 19,009千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

（注） 特殊勤務手当は平成19年4月1日をもって全廃した。

(4) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	65,814 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	366 千円
支給実績（27年度決算）	50,857 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	276 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国と異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 【配偶者】 10,000円 【子】 8,000円/人 【配偶者・子以外】 6,500円/人 配偶者がいない場合一人目のみ 10,000円 満16歳～満22歳（子） 加算 5,000円/人	同		21,194千円	225,468円
住居手当	自己所有又は家賃払の職員に支給 【自己所有】 8,000円 【借家】 ① 18,000円以下 7,000円控除額支給 ② 18,000円を超える 27,000円限度支給	異	自己所有 →支給額 借家 →控除額	22,300千円	165,181円
通勤手当	通勤距離2km以上の職員に支給 【交通機関使用者】 6ヶ月定期等の料金で支給 【自家用車等使用者】 通勤距離に応じて31,600円限度支給	同		9,753千円	110,825円
管理職手当	【部長職】 給料月額18% 【課長職】 給料月額13%	異	管理・監督の職にある官職の区分に応じた固定額を支給	20,870千円	673,235円
休日勤務手当	休日及び年末年始において勤務した場合に支給 1時間あたりの単価×135/100×勤務した時間数	同		787千円	17,886円
管理職特別勤務手当	管理職が緊急時に週休日又は休日等に勤務した場合に支給 【部長職】 8,000円 【課長職】 6,000円 【保育所長】 4,000円 ※勤務時間が6時間を越えたときは上記の金額に150/100を乗じた額とする	異	支給額	0	0
寒冷地手当	世帯主や扶養親族の人数により支給 ※ 制度改正による経過措置あり ① 扶養有 116,800円 ② 扶養無 65,300円 ③ その他 44,000円	同		15,506千円	86,624円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	850,000 円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 492,000 円	
	副 市 町 村 長	700,000 円 ()	700,000 円 / 468,000 円	
報 酬	議 長	310,000 円 ()	420,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	260,000 円 ()	360,000 円 / 180,000 円	
	議 員	240,000 円 ()	345,000 円 / 157,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(28年度支給割合) 3.3 月分 役職加算45%		
	副 市 町 村 長	※町長20%、副町長10%支給額より削減して支給		
退 職 手 当	議 長	(28年度支給割合) 4.2 月分		
	副 議 長			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	85万円×在職年数×5.126	17,428,400円	任期毎
	備 考	70万円×在職年数×3.234	9,055,200円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

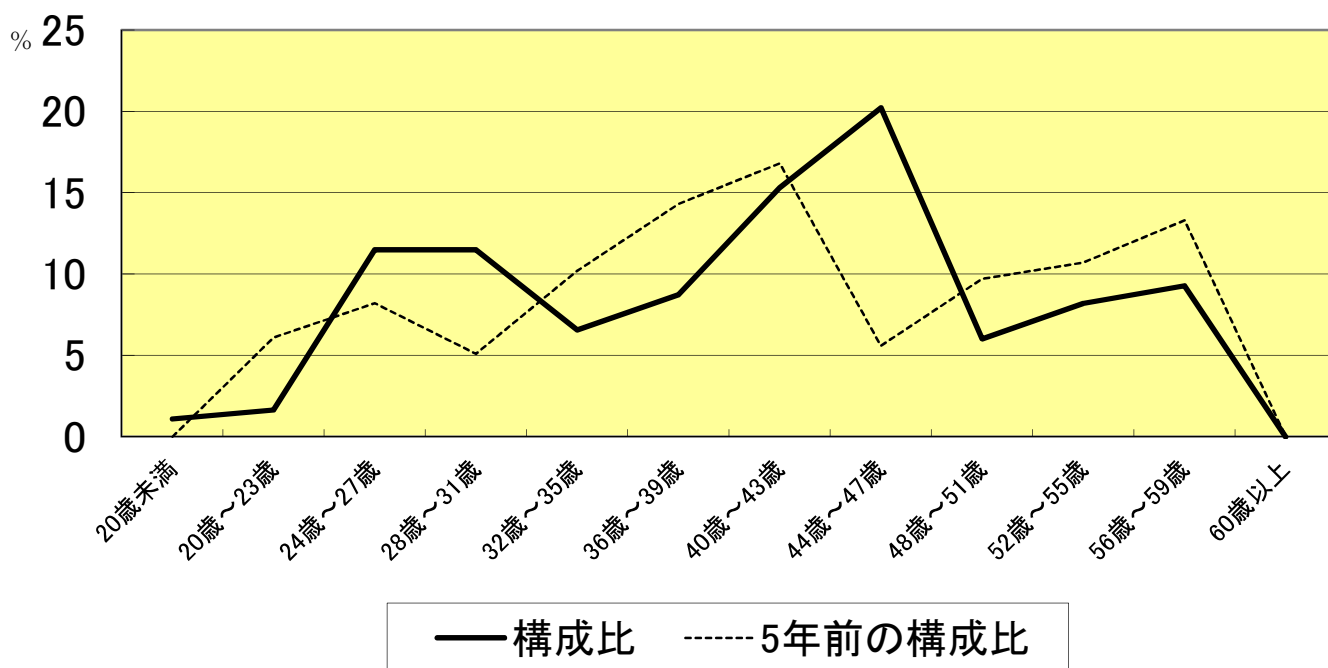
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成29年		
普 通 会 計 部 門	議 会	3	3	0	
	総 務	52	53	1	庁舎等管理業務増1 北海道派遣職員帰任に伴う職員補充1 総務一般業務減△1
	税 務	13	12	△1	固定資産税業務減△1
	農林水産	13	11	△2	エネルギー部門との統合による林業関係の人員減△2
	商 工	5	5	0	
	土 木	17	16	△1	道路維持管理業務減△1
	民 生	24	22	△2	福祉衛生部門の再編による減△1
	衛 生	18	16	△2	福祉衛生部門の再編による減△2
	計	145	138	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.51人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.18人)
	教育部門	19	20	1	文化財・町史編纂部門の新設による増1 北海道教育委員会派遣職員に伴う職員補充1 指定管理者制度の活用による減△1
小 計	164	158	△6	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.32人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.68人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	6	6	0	
	下 水 道	5	4	△1	下水道業務減△1
	そ の 他	11	15	4	国保事業業務増1 介護保険業務増4
	小 計	22	25	3	
合 計		186 [270]	183 [270]	△3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.09人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	3人	21人	21人	12人	16人	28人	37人	11人	15人	17人	0人	183人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	156	154	153	151	145	138	△18 (△11.5%)
教育	20	20	21	18	19	20	0 (0.0%)
普通会計計	176	174	174	169	164	158	△18 (△10.2%)
公営企業等会計計	21	21	20	21	22	25	4 (19.0%)
総合計	197	195	194	190	186	183	△14 (△7.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	647,079	31,718	19,480	3.01	2.72

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 14,244 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	6	22,502	4,664	6,219	33,385	5,564

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
当 別 町	36.2 歳	283,433 円	448,136 円
団 体 平 均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

当別町水道事業		当別町 (一般行政職)	
1人あたり平均支給額 (28年度) 1,463 千円		1人あたり平均支給額 (28年度) 1,406 千円	
(28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分		(28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分		勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成 29 年度中における運用		当別町水道事業		当別町（一般行政職）	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

イ 退職手当（29年4月1日現在）

当別町水道事業			当別町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～30%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～30%加算）		
1人当たり平均支給額		0千円	1人当たり平均支給額		0千円 19,009千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

（注）特殊勤務手当は平成19年4月1日をもって全廃した。

エ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	1,201 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	200 千円
支給実績（27年度決算）	1,427 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	238 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		894 千円	297,833 円
住居手当	一般行政職と同じ	同		1,392 千円	278,400 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同		378 千円	125,787 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同		0	0
休日勤務手当	一般行政職と同じ	同		0	0
管理職特別勤務手当	一般行政職と同じ	同		0	0
寒冷地手当	一般行政職と同じ	同		525 千円	87,500 円